

保護者各位

国立市子ども家庭部長 松葉 篤
(公印省略)

園における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

日頃より園での新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

さて、以前よりお知らせしておりますとおり、東京都内においては、新型コロナウイルス感染症の陽性者が継続して発生している状況となっており、今後園内でも感染者が発生する可能性があります。

今後、園児及び園職員等の園関係者において感染者が出た場合、市として、対応を下記のとおり整理させていただきましたので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、下記の表に該当した場合、感染拡大予防のため、速やかに在籍園にご連絡を下さいますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、対応にあたっては、市及び園において、感染症拡大の予防を徹底するとともに、守秘義務を徹底し、感染された方の人権に配慮した対応を行ってまいります。

それぞれの場合の対応の詳細は別紙に記載しておりますので、併せてご参照下さい。

記

◎各状況に応じた基本的な対応

状態 対象者	陽性	濃厚接触者と判定	PCR検査受検	同居家族が濃厚接触と判定又はPCR検査受検
園児	休園の場合あり ※1	当人のみ登園を控えるよう依頼	検査結果が出るまで登園を控えるよう依頼	登園を控えることが望ましい
職員	休園の場合あり ※1	当人のみ出勤を控えるよう依頼	検査結果が出るまで出勤を控えるよう依頼	出勤を控えるよう依頼
保護者	休園なし	当人のみ送迎を控えるよう依頼	検査結果が出るまで送迎を控えるよう依頼	送迎を控えるよう依頼

※1 休園の場合は、原則として別紙 1（2）、（4）の内容にて、園内での保護者への情報提供、市の公表を行います。

※2 上記の表の対応は原則の対応となります。状況によって、対応が変更となることがありますのであらかじめご了承下さい。

※3 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い休園した場合については、国の通知に基づき、保育料を日割り計算の上で減額いたします。

1. 園児及び職員が陽性と判定された場合

(1) 保健所において濃厚接触者(※1)の範囲を特定し、市において、休園等の判断を行います。



(2) 速やかに園より、第一報として、その園の全保護者に情報提供を行います。お伝えする内容は個人を特定されない範囲での情報提供となりますが、園内では発生したクラス名まで情報提供を行います。また、保育中に陽性判定がわかった場合については、園より緊急のお迎えの依頼を行わせていただくことがあります。



(3) 保健所、市と調整後、第二報として、その園より全保護者へ

- ①休園予定期間(最大で2週間程度)
- ②休園中の健康観察とその連絡について(発熱等の症状が出たら保健所とともに、園にも必ず連絡を入れるよう依頼します。)
- ③今後の連絡先や相談窓口

などについて情報提供を行います。



(4) 市において、感染症拡大の予防及び個人のプライバシーへの配慮の2点を総合的に判断し、市ホームページにて情報の公表を行います。

公開する情報の範囲については、原則、

- ①発生園の情報(「公立保育園」・「私立保育園」の別のみ)
- ②感染者の情報(「園児」・「職員」の別のみ)
- ③感染者数、濃厚接触者、PCR検査受検者数
- ④休園期間
- ⑤消毒などの園における感染症対応状況

とすることとし、感染者数や濃厚接触者の範囲に応じて、その他の項目についても公表するか否か、前述の下線の2点に照らし、保健所及び園と市において調整を行います。

2. 園児の保護者が陽性と判定された場合

当該保護者のお子様が濃厚接触者となる可能性が高いため、当該のお子様については保健所の指示する期間において、登園を控えるようお願いいたします。その他保健所の判断で園関係者に濃厚接触者がいる場合、当該者についても同様の取り扱いとします。

3. 園児、保護者が濃厚接触者と判断された場合

保健所の指示する期間について、濃厚接触者と判断された当人のみ、登園、送迎を控えるようお願いいたします。

4. 園児、保護者がPCR検査を受けている場合

濃厚接触者と判断されていなくてもPCR検査を受けることがある状況ですが、保健所や医療機関からの指示により受検している場合は、検査結果が出るまで登園、送迎を控えるようお願いいたします。

5. 園児の同居家族等に濃厚接触者またはPCR検査を受けた方がいる場合

(1) このことをもって、ただちに園児が濃厚接触者となるわけではありませんが、PCR検査の結果によっては、園児が濃厚接触者となる可能性があるため、園児について、同居家族等の検査結果が判明するまでは、登園を控えていただくことが望ましいと考えます。ただし、同居家族等との接触度合などから、保健所または医師の判断で登園が可能と判断された場合はこの限りではありません。

(2) このケースについて、感染拡大予防の観点から園児の登園について控えることが望ましいと考えますが、事情により家庭保育が困難な場合などについて、家庭内の状況や当該園児の体調の変化などを考慮の上、預かりが可能かどうか判断しますので、園にご相談下さい。

※1 濃厚接触者とは、国の定義によると、新型コロナウイルス感染症の患者と発症の2日前以降に、1m程度の距離で、マスクの着用などの感染防止策なしに15分以上接触した方などをいいます。

※2 2～5の場合については、原則として、市の公表は行わず、園内での保護者への情報提供も行いません。ただし、他に濃厚接触者となった方がいた場合は、濃厚接触者となった方にのみ情報提供を行います。

問い合わせ先

国立市子ども家庭部児童青少年課保育・幼稚園係

TEL 042-576-2427